

議 長 日程第3「議案第4号松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第4号松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。令和7年4月1日に育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等を図るため、所要の改正をしたいので御提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第4号松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

改正する内容は2つでございます。1つ目は、育児を行う職員の超過勤務の免除の見直しでございます。対象となる職員の範囲を3歳に満たない子のある職員から、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡大するものでございます。2つ目は、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知強化等でございます。職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の、仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知、意向確認、職員の仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供、職場環境の整備に係る規定を新設するものでございます。

それでは、議案3枚をおめぐりいただきまして、4枚目の参考資料1、松田町の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を御覧ください。新旧対照表でございます。左側の改正案です。第8条の4の第2項では、現行の「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に文言を改めるものでございます。また、同ページの第4項でございます。現行の「第1項及び前項」を「前3項」に文言を改め、2行目のですね、後段にござ

います、第1項、第2項及び第3項中において活用します「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのをですね、恐れ入りますが、次ページお願いいたします。1行目の後段です。「要介護者のある職員が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」に読み替えるものです。また、4行目の第1項中、「深夜における」を、「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、あと第2項中のはですね、「当該請求をした職員の業務の処理をするための措置が著しく困難である」とあるのを、「公務の運営に支障がある」とそれぞれ読み替えるものでございます。

第15条の介護休暇の第1項においては、3行目の後段、「規則で定める者」の後に「（第19条の2第1項において「配偶者等」という。）」の文言を加えるものでございます。

次ページ、3ページのはですね、19条の2は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等の規定を、19条の3は勤務環境の整備に関する規定…措置の規定をそれぞれ新設するものでございます。

恐れ入りますが、3ページ戻っていただきまして、議案本文2ページを御覧ください。附則でございます。第1条施行期日では、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。第2条経過措置では、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を、行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。なお、参考資料の2につきましては、2月14日の全員協議会で御説明させていただきました資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 今のですね、条例中にありましたところで、ちょっと定義がですね、難しいところがありましたので、その確認だけさせていただきます。条例のところですけども、小学校就学の始期ということですけども、ちょっと、私はちょっと確認してですね、始期っていつまで…いつからいつまでの、そういうある程度の期間があるのか、例えば4月2日とか1日とかですね、そういった特定の日なのか分かりませんので、そのところについてですね、説明をお願いをしたいと思います。

参事兼総務課長 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員というのは、基本的に小学校1年生に入学するまでの子のある職員ということでございます。（「要は生まれてから小学校に入るまでの間ということでしょう。そういうふうに言えば。」の声あり）あ、すみません。ごめんなさい。すいません。

ごめんなさい。生まれてから小学校入るまでの期間ということでございます。すみません。

9 番 井 上 じゃあ、確認ですけども、入るというのは、4月2日ということで…あ、1日ということですか、それとも入学式の日ということですか。

参事兼総務課長 基本的には小学校に入ることですので、入学してからという話になります。（私語あり）入学してからという形になります。

議 長 よろしいんですか。

9 番 井 上 ちょっとね、その辺が、教育課長にもお聞きしたいんですけど、入学…例えばですね、小学校へ入学をするというのは、いつからになるんですか。入学式の日からではなくて、1日か2日ですよ。

教 育 課 長 4月1日です。4月1日が学期の初日になります。

9 番 井 上 じゃあ、再確認ですけども、そういったね、こういった職員のほうの対応に関する部分なので、だからそれは今、教育課長が言われたように、小学生になるというのは、4月の1日からが1学期で、もうそこから小学生だということなんですけれども、4月1日ということによろしいんですか。

参事兼総務課長 はい、そのとおりです。すみません。

9 番 井 上 終わります。

議

長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、よろしいでしょうか。質疑なしと認めます。

質疑を打ち切って、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第4号松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。